

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第18号

令和元年6月27日（木曜日）

出席議員（22名）

1番	関田	貢	君	2番	大后	治雄	君
3番	二宮	由子	君	4番	実川	圭子	君
5番	森田	真一	君	6番	尾崎	利一	君
7番	上林	真佐恵	君	8番	中村	庄一郎	君
9番	根岸	聡彦	君	10番	木下	富雄	君
11番	森田	博之	君	12番	蜂須賀	千雅	君
13番	関田	正民	君	14番	和地	仁美	君
15番	佐竹	康彦	君	16番	荒幡	伸一	君
17番	木戸岡	秀彦	君	18番	東口	正美	君
19番	中間	建二	君	20番	大川	元	君
21番	床鍋	義博	君	22番	中野	志乃夫	君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	櫻井	直子	君
主任	高石	健太	君				

出席説明員（13名）

市長	尾崎	保夫	君	副市长	小島	昇公	君
教育長	真如	昌美	君	企画財政部長	田代	雄己	君
総務部長	阿部	晴彦	君	市民部長	村上	敏彰	君
子育て支援部長	吉沢	寿子	君	福祉部長	田口	茂夫	君
環境部長	松本	幹男	君	都市建設部長	鈴木	菜穂美	君
学校教育部長	田村	美砂	君	社会教育部長	小俣	学	君
土木課長	寺島	由紀夫	君				

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第 1 元第 1 号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第 2～日程第 5〕

第 2 第 3 6 号議案 市道路線の認定について

第 3 第 3 7 号議案 市道路線の変更について

第 4 第 3 8 号議案 市道路線の一部廃止について

第 5 第 3 9 号議案 市道路線の廃止について

第 6 委第 1 号議案 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

第 7 議第 2 号議案 天皇陛下御即位「賀詞」決議

第 8 議第 3 号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議

第 9 閉会中の特定事件調査について

第 1 0 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 0 まで

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） 6月25日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る6月25日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日、机上にお配りしておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案2件が提出されたことを確認いたしました。

そのうちの1件、議第3号議案は、全議員による提出となっております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情

○議長（中間建二君） 日程第1 元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、荒幡伸一議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） おはようございます。

ただいま議題に供されました元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

令和元年6月21日に本委員会を開催し、本件の審査を行いました。

本件につきましては、質疑等に関して市長部局の説明員の出席を求めず、直ちに自由討議に入りました。

自由討議の意見の概要は次のとおりであります。

まず、当該陳情に対し賛成の立場からの意見ですが、本来双方の同意で結婚をすることが認められているにもかかわらず、この姓を変えたくないという理由がこれだけ結婚に対してハードルになっている。別姓であるがために事実婚という、逆を言うと不自然な形をとらざるを得ない。また、社会的な地位を維持するためにさまざまな御苦労がある。別姓を認めることのほうがよりスムーズにすっきりとした形になっていくということも改めて認識した。お子様の問題も含めて、事実婚よりは同じ戸籍の中に同じ氏の両親の名前があるほうがよりシンプルにいいと思う。また、それぞれ男女が社会の中で活躍していくに当たって、キャリアを築いてきた姓、名字が大事だということもよくわかる。

また、別の委員より、陳情資料の中の、さまざまな勘違いもという内容がまさにそのとおりだと思う。この間、男女同権の時代にもかかわらず、なかなか通らないことに、日本の伝統という言葉が出されているところ

が本当に象徴的だ。今の天皇制のこともそうだが、明治時代以降の天皇制とそれ以前とはまるで違うものになっている。とりわけ明治から150年ぐらしかたっていないが、実際それ以降のことが全部伝統みたいに勘違いされている。この別姓もそうだ。家父長制のもとに家制度を中心に天皇制を強化するためにそうつくられた歴史がそのまま移行され、さもそれが当たり前のようにされているが、実際それ以前の多くの時代は全然違っていた。当然ながら、夫婦別姓が当たり前で認められていない現状が大変残念な形だと思うし、ぜひ世論的に上げて変えていくべきだろうと思う。

また、別の委員より、婚姻に関しては、成人であれば当該男女の合意のみで足りるというようなところが憲法にもうたわれている。とすれば、それ以上のことを押しつけられるというのは、人権上、多少なりとも問題がある気がする。氏、姓に関しては、明治期以降、明治期以前のその時代によって考え方が変換してくる。現代に戻って考えてみると、これだけ多様性ということのを重要視するような時代になり、国民の考え方も多様化している、細分化しているということを考えれば、いろんなことを選択できるというようなものを整えることはやはり制度上望ましいのではないかと考える。とすれば、単に氏、姓を固定化してしまうような現在の法制度、それも一つの考え方ではあるが、それだけではなく、選択ができるというようなことを制度上取り入れていくということは、現代の考え方にマッチしていいのではないかと考える。時代によっていろいろな国民のニーズ、国民の考え方が変わっていくということから考えれば、家の制度というのもだんだん時代とともに変化していくということがある。今現在そういうふうなあいがあるということであれば、それを直していくというのは我々現代に生きる人間の責務ではないかと考える。

また、別の委員より、この陳情は非常に適切な内容である。世界から見て、日本の一つの姓を選ぶ制度は実態として96%となっているが、96%の女性が夫の姓を選ばなければならないという、そういう膨張圧力や強制という事実があり、これを直していかなければならない。多様な選択肢が用意されていることがそのような疑念を晴らすという意味でも必要なことだと思う。そして、家族的な価値をどうやって担保するのかということについては、内閣府の統計調査の結果を見ると、例えば親の姓と子供の姓が変わったときに、子供に何かしら不利益があるのではないかと、影響を受けるのではないかとという善意からの心配をしている方も一定数見られるが、先ほど陳情者からその点を聞いてみると、そういう心配は実際の当事者のところではなく、むしろ親御さんの家系の姓を守りたいという信条から夫婦別姓を選ばざるを得ないというような話を聞くと、別に家ということに対して価値をおとしめるような、そのような立場から要求が出ているわけでは全くないということもわかった。

また、別の委員より、このようなことで頭や心を痛めている方がいることは知っていたが、今回の陳情でいろいろと学ぶことができた。全体的に感じたのは、これは自由と権利の問題なのではないか。必ず生まれたときの名字を継承しなければならないということを行っているのであれば、家の制度などが根強い地域もあることは非常に肌感としてはわかるところだが、選択できるということで、さまざまなそれぞれの人の価値観や文化の中でいかに自分らしくいられるかということについてどう考えるかというのが本質的な問題ではないかと思う。ボーダーレスとかグローバル化ということのを非常にさまざまな分野で促進していく中で、ここの部分についてはどうしてもスタパンというか、ステレオタイプ的になるということ自体はどちらがいいかという違和感がある。また、先ほど別の委員より家族の形の話があったが、昨今のいろいろな悲しい事件があり、いろいろな部分で、それは同じ姓を名乗っているからいい家族の土台になるのかというよりも、お子さんの育て方とか、親となるその個人とか、親の成熟度とか、その接し方やそういう部分で家族というものの形があ

り、名字が同じだからいい家族が保証されるというものではないというふうに感じているので、このことについては、結婚とか家族とかいうよりも、選択、自由、権利、それから一人一人の成熟度とか、自分がどうありたいかということ、周りの環境で自分を決めてもらうというよりも、自分自身の中で深く考える、そういった部分をそろそろ時代的にも、日本のよくないこの周りの世界とか村社会というものと逆の部分の成熟度を試されているということが本質的な問題ではないかと今回の陳情で考えたとの内容でした。

次に、当該陳情に対して反対の立場からの意見ですが、この陳情趣旨というのは、親子関係や子供の位置づけ、それから家族にかかわる重要な問題であるという認識はしている。核家族化が進んでいく中でのその少子高齢化の歯どめになる、また別姓が法制化されたら婚姻がしやすくなるといった意見もあるが、法制化されないことが少子高齢化を推進しているのかというと、また違う気がする。もう少し調査研究や議論が必要になってくるのではないかと考える。また、別姓が法制化されたことによって、今まで以上に安易に離婚がしやすくなるのではないかとという危惧も拭い去ることができない。都心部では非常に薄まっている家という制度、そのような認識であるが、地方に行けばまだまだ家というものが根強く残っているのが現状ではないかと思う。平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の中で、賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったというような記載も資料の中にあるが、平成30年2月5日の予算委員会の中で安倍総理の発言の中で内閣府における調査に触れており、内閣府の世論調査では、反対36.4%、容認35.5%、通称のみ容認24%、わからない4%というような発言もある。また、読売新聞の調査では、反対61%、容認38%、朝日新聞が反対34%、容認52%、毎日新聞が反対36%、容認51%、日経新聞が反対52%、容認35%とそれぞれ賛否が分かれており、一概にどの数字を信じていいということにはならないという感じを持っている。こういったことから、もう少し時間をかけて地方も含めた全国的な機運の高まりを待つ必要があるのではないかと考えるとの内容でした。

以上で自由討議を終了し、討論はなく、起立により採決を行った結果、起立多数により、元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情は、採択と決しました。

また、採択されたことに伴い、総務委員会として意見書を提出することを決定いたしました。

以上で、総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 荒幡伸一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。公明党の東口正美です。

私は、元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情に対して、公明党会派を代表し、賛成の立場で討論いたします。

現在、夫婦の姓に関する環境は、平均初婚年齢が上がり、婚姻前の氏名で社会的信用や実績を築いていたり、婚姻前の戸籍姓で資格を取得している方々は、婚姻による改姓に不利益を感じています。また、少子化により一人っ子同士のカップルがふえたことで、改姓をしなくていいなら結婚したいとの声も聞かれます。さらに、子連れ再婚などの場合には、本人のみならず家族まで改姓を強いられることとなります。

婚姻による改姓を望まない方々は、婚姻後も夫婦別姓を維持するため、法的根拠のない旧姓併記を用いたり、事実婚をしたりしています。旧姓併記による二重氏名の利用や事実婚は婚姻制度の形骸化にもつながり、かえって複雑な問題が生じています。

また、選択的夫婦別姓制度は、これまでの夫婦同姓制度を否定するものではありません。最高裁判所は、2015年12月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について合理性がないと判断するものではないと言及し、制度のあり方については国会で論じられ、判断されるべきとしました。

また、国連女性差別撤廃委員会から、選択的夫婦別姓制度の導入を3度勧告されています。

以上の観点から、男女ともに活躍できる社会の実現のためにも、選択的夫婦別姓制度について審議を求める意見書を国に提出することに賛成いたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔5番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） おはようございます。日本共産党、森田真一です。

元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論いたします。

氏名は、単に記号的に個人を特定する機能を満たすだけのものではありません。長年にわたる実際の使用の中で、みずからの人格やキャリアを象徴するものであり、それを自己決定する権利を保障することこそ本来あるべき姿です。

婚姻時に男女いずれかの戸籍の氏を名乗るかを選択する際、全体の96%が夫の氏を選んでいます。現在の法制度のもとでは形式上は自由に選択できるはずですが、現実には習慣という社会的な圧力によって、依然として旧民法に規定されていた夫の家に入るという仕組みが温存されているのです。日本には、婚姻においても男女間の不平等が厳然として残されているということにほかなりません。

日本は、昭和60年に女性差別撤廃条約を批准後、国連女性差別撤廃委員会から、条約に沿って一刻も早い選択的夫婦別姓制度の法整備を行うことを勧告されていますが、いまだに実現できていません。

法務省の説明では、選択的夫婦別氏制度の導入は、平成27年12月に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画においても、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解なども考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ検討を進めるとされています。

選択的夫婦別氏制度の法制化について消極的な態度をとる方々の中には、通称使用で済むことをなぜ法改正までして行わなければならないのか、旧姓併記で事足りるのではないかという意見があります。職場で通称使用を突然禁止され戸籍名の使用を強制され裁判を争ったという事件もあり、旧姓併記により婚姻状態のプライバシーをみずから暴露しなければならないなど、たとえ少数ではあっても不都合を生じる者の権利が守られない事例があるということは否定できない事実です。

平成29年に内閣府が行った家族の法制に関する世論調査でも、選択的夫婦別氏制度の導入について、若年層

になればなるほど導入に賛成する人がふえる傾向が見られます。夫婦家族同氏の原則は一見疑う余地のない自明のこのように理解されていますが、過去を顧みれば、これまでも氏名をめぐる習慣と法は繰り返し大きく変化してきたのです。

旧民法により、夫婦家族同氏の原則が定められたのはわずか120年ほど前の明治31年のことであり、その後の民法改正により男女いずれかの氏を名乗れるようになったのは昭和22年、離婚後に旧姓に戻らず婚姻中の姓を名乗ることが認められるようになったのは昭和51年になってからです。制度は、社会的な必要性や国民の意識の変化によっていつでも変わり得るものです。頑なに旧弊にしがみつ়くことは過去に学ぼうとしない態度であります。

よって、本陳情に賛成し、市議会として意見書を国に対して提出するべきと考えます。

以上です。

[5 番 森田真一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

元第1号陳情 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書を国に提出することに関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

日程第2 第36号議案 市道路線の認定について

日程第3 第37号議案 市道路線の変更について

日程第4 第38号議案 市道路線の一部廃止について

日程第5 第39号議案 市道路線の廃止について

○議長（中間建二君） 日程第2 第36号議案 市道路線の認定について、日程第3 第37号議案 市道路線の変更について、日程第4 第38号議案 市道路線の一部廃止について、日程第5 第39号議案 市道路線の廃止について、以上、議案4件を一括議題に供します。

以上4件につきましては、建設環境委員会委員長、床鍋義博議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） おはようございます。

ただいま議題に供されました第36号議案 市道路線の認定について、第37号議案 市道路線の変更について、第38号議案 市道路線の一部廃止について、第39号議案 市道路線の廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

この審査は、令和元年6月25日に本委員会を開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

第36号議案 市道路線の認定についてから、第39号議案 市道路線の廃止についての4議案を一括議題に供した後、現地視察を行いました。

現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。質疑、自由討議、討論なく、採決を行いました。

採決の結果、第36号議案 市道路線の認定について、第37号議案 市道路線の変更について、第38号議案 市道路線の一部廃止について、第39号議案 市道路線の廃止についての4議案は、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 床鍋義博君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第36号議案 市道路線の認定について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第37号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第38号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 採決いたします。

第39号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第6 委第1号議案 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

○議長（中間建二君） 日程第6 委第1号議案 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、総務委員会において提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

委第1号議案 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本件を原案どおり可決と決します。

日程第7 議第2号議案 天皇陛下御即位「賀詞」決議

○議長（中間建二君） 日程第7 議第2号議案 天皇陛下御即位「賀詞」決議、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔9 番 根岸聡彦君 登壇〕

○9番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました議第2号議案 天皇陛下御即位「賀詞」決議に関しまして、提案理由の説明を申し上げます。

5月1日から令和の時代がスタートいたしまして、新しく天皇陛下が御即位をされたということにつきまして、純粋にお祝いの意を表したいということでこの本議案を提出するものであります。

提案理由は以上であります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 本件に関しまして私もお祝いの気持ちはありますけれども、この本件につきましては国会のほうでも出しているという中で、あえて市議会で提出するというに至った経緯などお伺いいたします。

○9番(根岸聡彦君) 御質問者がおっしゃったとおり、国会のほうで、衆参両議院のほうで全会一致で決議が出されて通っております。

地方議会におきましても、文面はさまざまありますけれども、いろいろなところで決議が出されているような状況であり、当東大和市議会でもこのお祝いの意を表していきたいという思いからこの提案に至ったわけでございます。

以上です。

○議長(中間建二君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[9番 根岸聡彦君 降壇]

○議長(中間建二君) お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) おはようございます。

やまとみどりを代表して、私、中野志乃夫より、今決議に関して反対の立場で討論をさせていただきます。

本来なら、そこもどうしようかと迷ってましたけども、今議会でこの決議に関して賛成の討論もされるということであるので、それであるならば、やはりきちっと反対の立場のことを鮮明にしたいと思い、そうした討論をさせていただきます。

また、本来なら国民の皆さんが、まして天皇の、多くの皆さんがお祝いすること、そのことに私も反対するつもりはありません。つまり、今そうした日本国憲法のもとでの象徴としてのあり方の中で、大変このことは、後に述べますけど、矛盾してる問題をはらんでおりますけども、そのことで特に反対ということではないんですが、しかし、どうしても今ここで考えていただきたいのは、やはり今の天皇制の制度がこのままでいいのか、現状それで認めていいのかと。やはり本来果たすべき政治の役割が全くしてない中で、単にお祝いだけでいいのかというところの疑問からです。

私個人も、新天皇に関しては、年齢的にもほぼ同年代でありますし、はっきり言って大変な公務の中、つぶれないように頑張ってもらいたいと願っております。まして、新皇后の雅子妃に関して言えば、いってみれば、男子を、男の子を産めなかったということの大変な圧力の中で精神的にも大変追い詰められてしまったとか、大変私としてはかわいそうな状況であった中でよく頑張っていると、そういった点では私も、その点ではよくこれからも頑張ってもらいたいと願っているわけです。

では、なぜこの決議に対して反対の立場をとるかということですが、そもそも現在の天皇制そのものは、戦後、それまで現人神であった昭和天皇を人として扱う、つまり人間として扱うことによって象徴としての位置づけになりました。その中で新憲法に位置づけられて現在の憲法があるわけです。

この辺の歴史的経緯についてはちょっと述べてたら大変な時間かかりますから省略しますが、しかし、

現人神だった昭和天皇が亡くなった後に、本来だったらもう一度象徴のあり方を考えるべきではなかったのか。その役割は政治が担う、いわゆる政治家、各政党含めた政治家が担うべき、論議すべき点だと考えております。しかしながら、そのことがはっきり言ってされなかった。ですから、現状の矛盾が生じてしまってます。

つまり、皆さん考えたことがあるのかどうかわかりませんが、今の天皇、いわゆる皇室の皆さん、日本国民と位置づけていいのか。つまり私たちが持つて一般的基本的な人権、ないわけですよ。つまり職業選択、そして選挙権もない。基本的な人権がないけれども、特別な存在だからということで位置づけられて認められているもの。しかし、それで果たしていいのか。日本国憲法の基本的な人権と真っ向から矛盾してしまう。そのことをどう解消していくのかということが十分論議されてないまま来ています。

とりわけ最近、現秋篠宮——今の皇嗣殿下が、この大嘗祭に関して、つまり新天皇にかわる一連の儀式に関して、大嘗祭に関しては宗教的な儀式の意味合いが強いですので憲法違反になるのではないかと、そういう発言もされました。まして、さらに華美にならないようにしてほしい。前回のときも数十億のお金をかけている。それがさらに増殖してお金がかかってしまうということに関して大変な疑問を述べられました。私は、よくぞそこまで大胆に発言をされた敬意を表しましたが、しかし、政府の対応は全く無視です。一部のマスコミに至っては、その発言は政治的発言だということで非難するものもありました。（「話がそれてるよ」と呼ぶ者あり）

本来なら……ちょっと発言するのは自分で言ってください。本来なら、そうしたこともやはり政治がやるべきこと、それを無視しておいて、ただお祝いだけでいいのか。いってみれば、私は今天皇制の矛盾を一番感じているのは今の天皇自身、また皇族だと思ってます。相変わらず男系の子供しか天皇になれないのか、男子だけなのか、女系、女性はだめなのか。いまだ論議は続きますけども、そういったことも十分な論議をされない中で、やはりただお祝いだけでいいのかということに大きな矛盾を思うわけです。

ですから、そうしたことを考えるならば、やはり単に、地方議会であっても、お祝い一辺倒ではなく、今回のこの天皇の移行に関しての、新天皇のこうした一連の流れに関しても十分政治としての立場でその矛盾についてもきちっと述べ、そしておかしいことはきちっと論議していく、そういう姿勢が必要でありますし、今回の決議を出すとお祝いするだけ、それでは納得できないというのが私たちやまとみどりの立場でもあります。

以上、そうした点で、今回のこの決議に関しては逆の意味で政治利用になってしまうのではないかとという危惧を持って、反対の立場を表明するものであります。

以上です。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 議第2号議案 天皇陛下御即位「賀詞」決議に対して、日本共産党を代表して賛成の討論を行います。

現行憲法のもとでは、天皇は国政に関する権能を有しない、主権者である国民の総意に基づく存在とされており、国民主権が明確にされています。この点が厳格に守られれば、天皇の制度は日本の民主的発展を阻害するものではありません。現行憲法の全条項を守り、天皇の政治利用などこれに反する策動と断固として戦うというのが日本共産党の立場です。

したがって、憲法上の制度である天皇の制度に対して儀礼的な敬意を払うのは、日本共産党として当然だと

考えています。

同時に、決議の内容については、現行憲法で規定されている国民主権の原則に照らして、天皇及び天皇の制度を過度に賛美したり、国民に賛美を強制する内容にならないよう積極的に意見を述べ、日本共産党の意見が反映されたものとなりました。

したがって、日本共産党は賛成します。

最後に、天皇の制度は、現行憲法のもとでは主権者である国民の全面的なコントロールのもとに置かれているとはいえ、一人の個人が世襲で国民統合の象徴となるという現制度は、民主主義及び人間の平等の原則と両立するものではありません。

日本共産党は、現行憲法の全条項を守るという立場ですから、天皇の制度の廃止を求めることはありません。この矛盾は、民主主義が成熟していく過程で将来的に主権者である国民の総意のもとに解決されていくという展望を日本共産党として持っているということを申し添え、賛成討論とします。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第2号議案 天皇陛下御即位「賀詞」決議、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第8 議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議

○議長（中間建二君） 日程第8 議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議、本案を議題に供します。

本案につきましては全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 米国の未臨界核実験に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時11分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 閉会中の特定事件調査について

○議長（中間建二君） 日程第9 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第10 議員派遣について

○議長（中間建二君） 日程第10 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時13分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 中 間 建 二

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 大 后 治 雄

署 名 議 員 関 田 正 民